

※この資料は、県民意見募集時の資料であり、
現在は意見募集を行っておりません。

相模灘沿岸海岸保全基本計画 変更（素案）

平成 28 年 1 月

神 奈 川 県

※変更があった箇所は、まえがき、1、3編になります。
変更箇所は下線で示しています。

まえがき

相模灘は、日本3大急深湾の一つに数えられ、水深1,600mに達する海底谷は相模トラフと呼ばれており、高波や海岸侵食等が起こり易い場所に位置している。この相模灘の沿岸は、東部域が平磯地形を呈する三浦半島、中部域が湘南地域の砂浜や海岸段丘の大磯・二宮海岸、西部域が沖積低地の足柄平野と箱根火山山脚部の岩石海岸で構成され、変化に富み、自然環境に恵まれた美しい海岸である。

一方、本沿岸は、首都圏に近く温暖な気候に恵まれて、また、古都鎌倉や城下町小田原などの名所・旧跡や城ヶ島、江の島、真鶴半島等の景勝地も多いことから、戦前から避暑地や別荘地あるいは観光や海洋レクリエーション利用の場として、多くの人々に親しまれてきた。さらに、近年の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうという欲求や自然に対する学習意欲の高まりなどの動向のもとで、本沿岸の価値は高まっている。

こうした中で海岸の侵食、津波、高潮等の自然災害への対応、砂草帯等への過剰な立入りによる砂草の損傷、放置艇や漂着ゴミ等の増加、海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて、国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、三浦半島剣崎から静岡県境までの延長約150kmの本沿岸について「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」をテーマとして、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を平成16年5月に策定した。この海岸保全基本計画は、海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の保全を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく豊かな本沿岸を次世代に引継いでいくためには、このテーマのもとに、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。

相模灘沿岸では、平成19年9月の台風第9号における高波浪により二宮海岸、大磯海岸にかけて砂浜が流出し、西湘バイパスの崩落など大きな海岸災害が発生したことから、平成26年度から国が直轄事業による海岸保全施設の整備に着手した。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。

今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成27年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、計画を変更するものである。





湯河原海岸
(吉浜)

藤沢海岸
(藤沢)



鎌倉海岸
(由比ヶ浜)

三崎漁港海岸
(城ヶ島)



相模灘の概要

地形・地質・底質

相模灘は、西部域を伊豆半島・箱根火山、中部域を酒匂川が造った足柄平野・大磯丘陵・相模川が造った相模平野、東部域を三浦半島で囲まれている。

伊豆半島は約 100 万年前に本州弧に衝突した島で、第三紀火山活動以降の玄武岩質の溶岩、火山砕屑岩、酸性凝灰岩等で構成されている。箱根火山は、第三紀更新世（175 万～1.1 万年前）に 2 回のカルデラ陥没を伴う多様な火山活動（50 万～25 万年前）が起こった。

足柄平野は沖積平野であるが、その東の国府津・松田断層を境として、大磯丘陵に対して相対的に沈降している。大磯丘陵は第三紀中新世前期の高麗山層群（1,560 万～1,360 万年前）や中新世中期～後期に堆積した鷹取山礫岩層（820 万～560 万年前）が基盤となり、その上部に二宮層群、新期ローム層等が覆っている。相模平野は第三紀鮮新世（580 万～175 万年前）以降、沈降帯として存在していたため、広く更新統、完新統（1.1 万年前以降）が分布する。三浦半島はその中央部に、第三紀中新世の凝灰岩質砂岩、泥岩等の葉山層群（2,300 万～1,500 万年前）が分布し、この南北にこれより新しい砂岩、泥岩等の三浦層群（1,200 万～280 万年前）が分布している。

小田原から二宮間は特異な地形条件下にある。小田原市酒匂川前面の海底には大陸棚が存在しない。二宮沖から東側には再び大陸棚が発達し、三浦半島周辺の大陸棚外縁部の水深は約 130～110m で、相模トラフを震源とする大地震が発生するたびに数メートルずつ隆起し、かなり広く浅い平坦面を有している。

相模トラフは、フィリピン海プレートと北米プレートの境界として性格づけられている。このトラフは地形的には足柄平野がそのまま海底に延び、小田原から国府津間の大陸棚が欠如する急斜面から始まり、斜面勾配は上部で約 9 度、下部で約 6 度である。この斜面は酒匂川等から供給される土砂で構成され、海底地すべりやガリを形成している。また、三浦半島西側の大陸棚から相模トラフ底に至る斜面は、三浦海底谷等によって切り込まれている。これらはかつての河川によって侵食された跡である。

伊豆半島北部や真鶴沖上部大陸棚斜面からは、堆積岩や火山岩の礫や泥質砂などが得られている。相模トラフ中央部の平坦面には層状堆積層が認められる。北部湾奥部の斜面の上部から麓には、第四紀（175 万年前以降）のオリストストローム（時代を異にした堆積物の混合物）等が部分的に見られる。二宮から江の島間の大陸棚上、水深 20～30m より陸側には細砂が、沖合では泥～泥砂が分布し、相模川河口付近の東側には中砂の分布が見られる。江の島から小田和湾の間は出入りの多い海岸線とその外側には随所に中砂～粗砂が分布する。三浦海底谷や平塚海底谷の谷底の底質は、泥、細砂が認められる。

潮流・波浪・高潮・津波

相模灘は太平洋に面した開放形の湾で、その沖合には強大な勢力を持った黒潮が流れている。相模灘は東京湾のような閉鎖型の湾とは異なり、黒潮の逆流を受けて流向はある方向に偏っている。湾内の反時計周りの還流が卓越するが、時計周りの流れも見られる。沿岸漂砂は、潮汐や波浪の影響を受けて西側から東側への流れが卓越していると推定される。

相模灘沿岸の風の特徴をみると、小田原以西では背後の地形の影響を受けているために南南西風から西風の出現率が低くなっている。三崎では春季には北北東風、東北東風及び南西風が卓越しているが、夏季には南西風から西南西と南南東風が多く、秋季と冬季に北北東風が多い。また、

10 分間の平均風速が 10m/秒以上の風は冬季には西風、他の季節には西南西風が多くなっている。

相模灘口は南に向かって開いているため、南東風から西南西風により湾内の波高は高くなる。周期は約 10～12 秒がピーク波となる。

相模灘に最も大きな被害を及ぼした台風は、昭和 54 年（1979 年）の台風 20 号であり、横浜地方気象台の観測によれば、最低海面気圧 977hPa、瞬間最大風速 37m/秒の南南西風、平塚では瞬間最大風速 42m/秒の強烈な南南西風が吹いた。平塚沖の観測塔における波高は 8 m を記録した後、センサーが破損した。偏差は江の島で約 60cm を記録した。

近年の台風による大きな被害では、平成 19 年台風第 9 号がある。この台風は横浜地方気象台の観測によると、最低海面気圧 965hPa、最大風速 35m/s の南南西の風を記録した。相模湾沿岸では 7 m の波の高さとなった。この台風の被害は、西湘海岸（二宮・大磯海岸）で約 42 万 m³ の砂が流出し、西湘バイパス（橘 IC～大磯西 IC 間）において崩落が発生した。

津波による被害では、平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、相模湾の小田原で 0.9m の津波の高さを記録し、主に養殖いかだや刺し網などの漁業被害が多く、施設への大きな被害はなかった。

化学・生物

相模灘には、相模川や酒匂川を中心とした大小約 20 河川から淡水が流入している。相模灘に流入する河川水の総量は、渇水期の 12 月から 3 月の $3 \sim 5 \times 10^6 \text{m}^3/\text{日}$ に対し、豊水期の 6 月から 10 月には約 2 倍の $7 \sim 10 \times 10^6 \text{m}^3/\text{日}$ である。ちなみに、年間の日平均流入量は相模灘の約 $6 \times 10^6 \text{m}^3/\text{日}$ に対して、東京湾では約 5 倍の $28 \times 10^6 \text{m}^3/\text{日}$ となっている。相模灘はこれに隣接する東京湾のような閉鎖的性質の強い内湾とは異なり、太平洋に面した開放形の湾である。それ故、沖合を流れる黒潮の流向や流量によって湾内の水塊の性質は強く支配される。透明度は 12 月～3 月にもっとも高くなり、河川系水や東京湾系水の分布域を除いた海域では 20m 以上になる。

相模灘は 1,000m 以上の深さがあり、暖流・寒流の両水系が存在するので、その生物相は非常に豊富である。相模灘における魚類は、約 2,300 種と言われている日本の海産魚のうち、1,300 種が知られている。生息する魚種は温帯性魚種によって占められ、時折寒帯性魚種も出現する。大多数は湾外からの添加群で、魚種相が豊富な割には湾内固有種は少ない。主要漁獲対象魚は 1957 年以前まではブリ、サワラであったものが、昭和 32 年（1957 年）から昭和 43 年（1968 年）の間にはマアジに替わり、昭和 45 年（1970 年）以降はウマヅラハギと魚種の交代が起こり、ブリの漁獲量は減少してしまった。さらに近年、ウマヅラハギは激減し、マアジ、カタクチイワシなどが多く、時代によって変化している。魚種以外の生物では、エビ、カニ、イカ、タコ、貝類、ウニ、ナマコ及び海藻類などが挙げられる。特に、研究が進んでいるのはカニ類と貝類である。相模灘には 450 種以上のカニ類が生息していると考えられている。

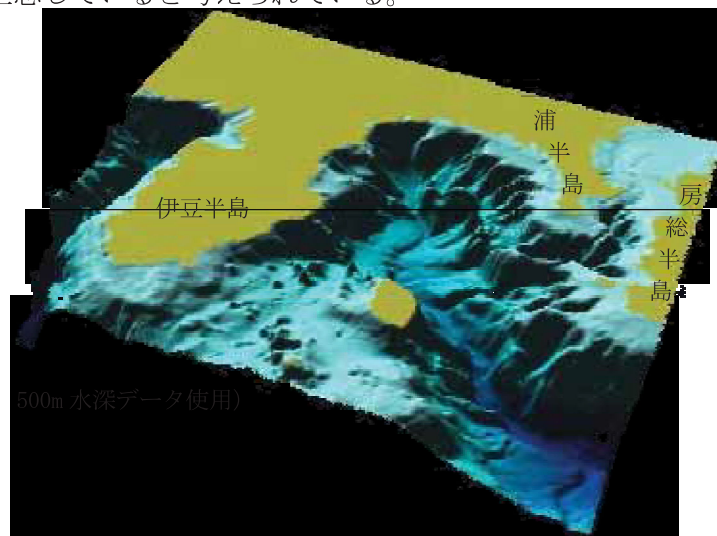


図 1 相模湾の水深分布（資料：日本全国沿岸海洋誌（1985 年）他）

（日本海洋データセンター

500m 水深データ使用）

基本理念

相模灘沿岸における海岸保全の方向性を定めるにあたり、本沿岸への対応及びその保全についての「**基本理念**」及び「**テーマ**」を以下のように設定する。

< 基本理念 >

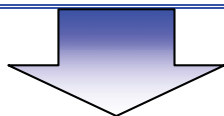
相模灘沿岸は、首都圏に近く、多くの人口を抱えているにもかかわらず、先人の努力により自然海岸が多く残された貴重な空間である。海岸に立てば長く伸びる砂浜と磯、その背後には伊豆の山々、箱根火山、富士山、丹沢連峰、大磯丘陵、江の島、三浦半島、天気が良ければ遠く房総半島が望め、海と山とが見事に調和した眺望美がある。まさに、「うるおいある空間」であり「癒しの空間」とも言える。また、神奈川の「生命の川」あるいは「母なる川」の異名を持つ相模川、「暴れ川」あるいは「母なる川」の異名を持つ酒匂川の2大河川が流入し、本沿岸はこれらの河川から様々な影響を受けて成長し、そして自然海岸を作った。

このような相模灘沿岸域は、豊かな自然を有し、温暖な気候であることから、縄文時代以前から今日まで住み良い土地であった。同時に漁業や農業、文化、観光、海洋レクリエーション利用等の場としても、様々に利用されてきたため、人と海が深く結びつき、人々の生活・文化の中には海の影響が色濃く残されている。こうしたことから、歴史的にも新たな遊び・文化が生み出されるなど、常に時代の先端的な発信地となり、特徴ある沿岸として発展してきた。

近年の人と海を取り巻く環境は、海岸を利用する人々の価値観の多様化、自然とのふれあいに對する欲求、自然環境に対する認識の高まりなどに伴って、急速に変化してきている。この大きな社会的動向のもとで、首都圏において豊かな自然環境と独自の海文化を形成している本沿岸の存在価値はさらに高まっている。しかし、流域・沿岸域の都市化による水質の変化、流入水量の減少、砂浜の減少、ゴミの増加、過剰利用等により「美しい相模灘の自然海岸とその眺望」は変貌をきたしてきている。

一方、災害を引き起こす自然的誘因が多く内在し、かつ、その災害を大きくする人為的素因（住宅の密集等）も増大しているため、津波、高潮、高波浪等の災害から後背地を防護するための保全施設が求められている区域も有している。しかし、防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。そして、今後予想される少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化に對処できるような取り組みを目指すものとする。

先人の努力によって守られ、育まれてきたこのような本沿岸の自然、歴史、文化等を、時代の流れとの調和を図りつつ将来にわたって維持し、次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な課題であり、責務である。



< テーマ >

みんなで守り・楽しみ・伝えよう

相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化

基本方針

相模灘沿岸の海岸保全に関する「基本方針」を以下のように設定する。

< 基本方針 >

■ 安全に生活できる海岸づくりを進める

- ・ 津波、高潮、越波、海岸侵食等から人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下した施設の改良・改築などを推進するものとする。
- ・ 砂浜海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉え、河川流域も含めた広域的な視点に立った対応を適切に講じるものとする。
- ・ 海岸保全施設による防災対策だけでなく、行政が主導しつつ関係住民と一体となって、海岸防災にかかるソフト対策などを推進し、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

■ 環境・利用に配慮した施設整備を進める

- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、自然再生に資するものかの検討も含めて、線的防護方式だけでなく、砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性・親水性、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみでなく、ユニバーサルデザイン化に取り組むものとする。

■ 相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する

- ・ 相模灘沿岸は、砂浜、植生、岬、夕照等が織りなす美しい景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。
- ・ 砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
- ・ 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。

■ 海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る

- ・ 海へ近づきにくい海岸においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へのアクセスが可能となるよう図るものとする。
- ・ 漁業と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳しているため、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整え、海岸の有効活用を図るものとする。

■ 地域と一体となった海岸づくりを進める

- ・ 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、特に、海岸保全施設の整備については、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、地域と一体となった海岸づくりを講じるものとする。
- ・ 海洋レクリエーション利用者等の安全意識を高めていくため、関係住民、学識経験者、漁業者、ライフセービング等の団体などと連携して、海岸の安全教育等の活動普及を図るものとする。
- ・ 沿岸の総合的な管理を実施するために、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図るものとする。

■ 貴重な歴史・文化を保全・継承する

- ・ 先人から受け継いだ相模灘沿岸の貴重な歴史・文化を保全し、継承するよう努めるものとする。
- ・ 海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係行政機関等と連携し、支援するものとする。

目次

まえがき

第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

相模灘沿岸海岸保全基本計画策定にあたって.....	1-1
1-1 海岸保全基本計画の策定にあたって.....	1-2
1-2 海岸法改正の趣旨.....	1-3
1-3 国が策定した海岸保全基本方針の概要.....	1-4
1-4 海岸保全基本計画で定めるべき事項.....	1-6

第2編 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項	
2-1-1 相模灘沿岸の概要.....	2- 1
2-1-2 海岸の現況.....	2- 2
2-1-3 ゾーン・ブロック区分と特徴.....	2-12
2-1-4 沿岸の長期的な課題.....	2-17
(1) 海岸の防護に関する課題.....	2-17
(2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題.....	2-18
(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題.....	2-19
2-1-5 海岸保全の方向に関する事項.....	2-20
(1) 基本理念・基本方針.....	2-20
(2) ブロック毎の長期的な在り方.....	2-22
2-2 海岸の防護に関する事項	
2-2-1 海岸の防護の目標.....	2-26
(1) 防護すべき地域.....	2-26
(2) 防護水準.....	2-26
2-2-2 防護の目標を達成するための施策.....	2-30
2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	2-32
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	2-33

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	
3-1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	3-1
3-1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	3-1
3-1-3 海岸の防護の考え方.....	3-1
3-1-4 受益の地域.....	3-1
3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	
3-2-1 海岸保全施設の存する区域.....	3-2
3-2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	3-2
3-2-3 維持又は修繕の方法.....	3-2
3-2-4 受益の地域.....	3-2
3-3 ブロック毎の海岸保全施設の整備に関する事項.....	3-3

第4編 海岸保全基本計画の実施にあたって

4-1 計画実施時に配慮すべき事項.....	4-1
------------------------	-----

参考資料

用語集.....	参-1
----------	-----

第1編 — 海岸保全基本計画の策定にあたって —

相模灘沿岸海岸保全基本計画策定にあたって

平成 12 年 4 月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備と保全、海岸の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。

国の定めた海岸保全基本方針においては、この海岸保全基本計画に定めるべき事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」の 2 つに大きく分けられている。さらに、この海岸保全基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」、「関係行政機関との連携調整」、「地域住民の参画と情報公開」及び「計画の見直し」が挙げられている。

この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するために平成 16 年 5 月に相模灘沿岸海岸保全基本計画を策定した。

相模灘沿岸は、首都圏に近く、沿岸の人口も多く、かつ、海岸利用も多様化しているにもかかわらず、自然が豊富に残っている貴重な海岸である。こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、単に、現況特性や過去の傾向から導き出すのではなく、今後、予測される国土保全、少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等、海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。

そうした中、平成 19 年 9 月の台風第 9 号における高波浪により二宮海岸、大磯海岸にかけて砂浜が流出し、西湘バイパスの崩落など大きな被害が発生したことから、平成 26 年度から国が直轄事業による海岸保全施設の整備に着手した。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護、防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後 10 年が経過したため、時点修正を含め、平成 27 年 3 月に海岸保全基本計画の変更を行った。

一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。

このため、平成 26 年 12 月に改正された海岸法施行令や平成 27 年 2 月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。

そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。

なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。

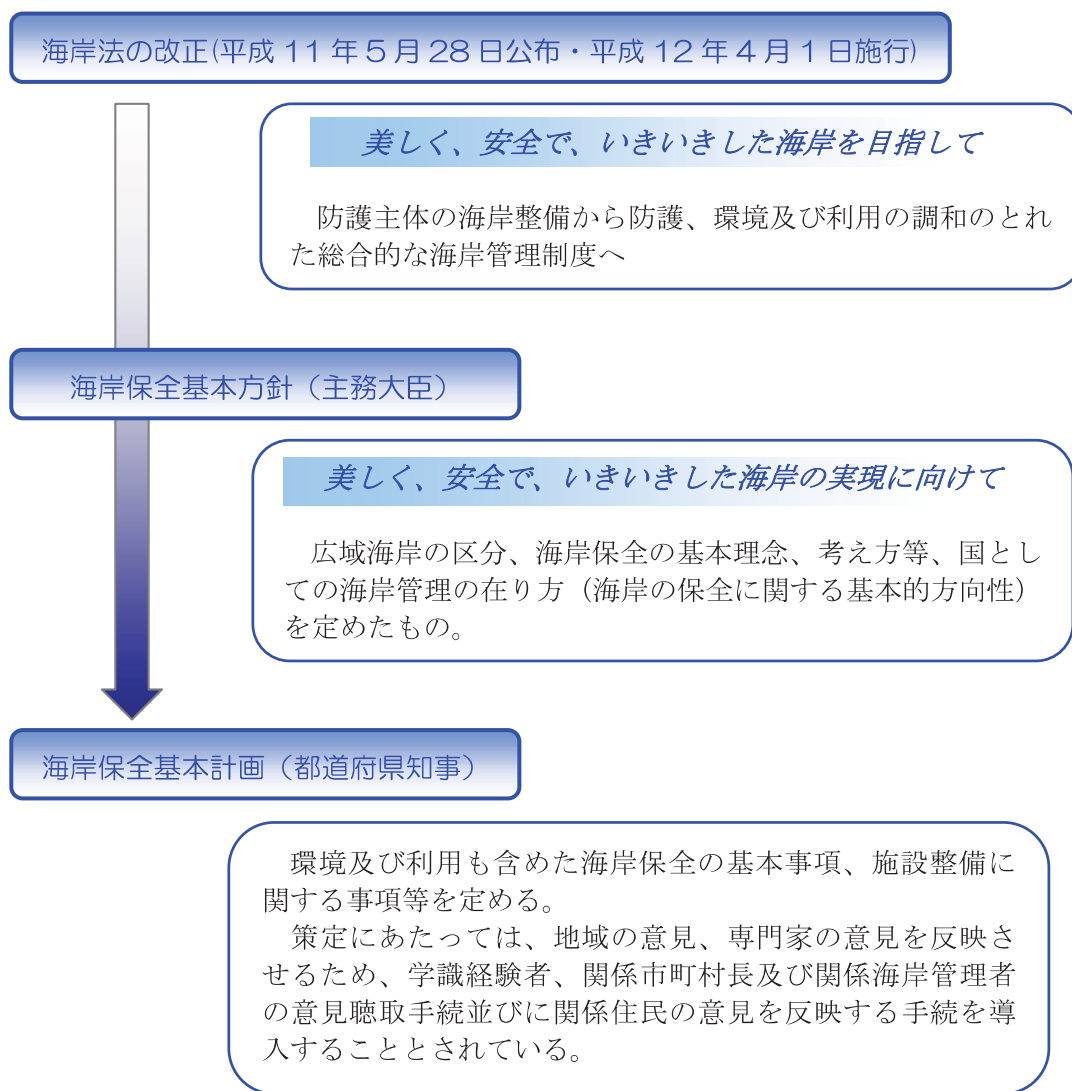
また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。

1-1 海岸保全基本計画の策定にあたって

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図 1-1-1 に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。



※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直すこととされている。

図 1-1-1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

1-2 海岸法改正の趣旨

海岸法改正の流れを図1-1-2に、要点を図1-1-3に示す。

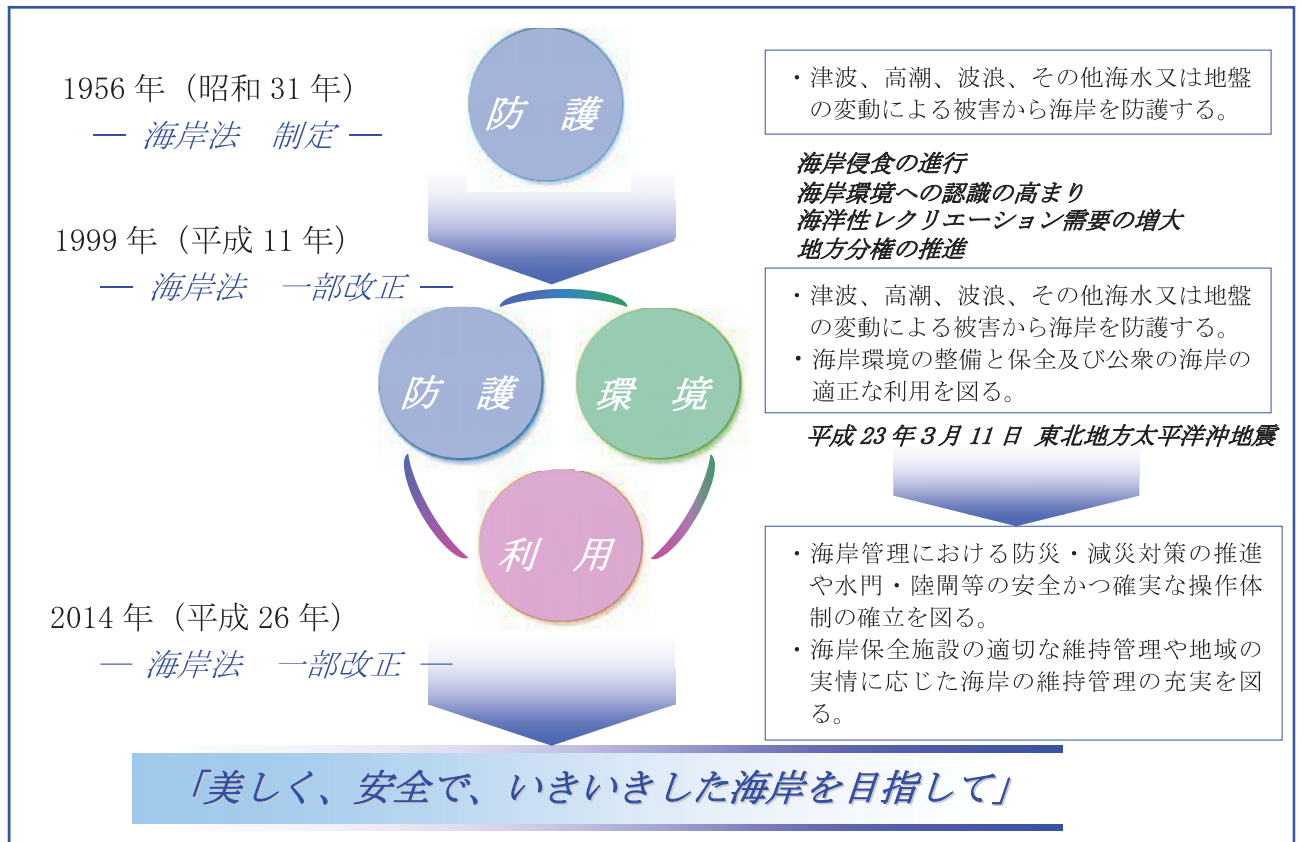


図1-1-2 海岸法改正の流れ

平成11年一部改正

＜防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設＞

- ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。防護、環境及び利用の調和のとれた海岸管理を推進。

＜地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設＞

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。

＜海岸法の対象となる海岸の拡張＞

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。
- ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。

＜海岸の適正な保全のための措置の創設＞

- ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。

平成26年一部改正

＜海岸の防災・減災対策の強化＞

- ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。
- ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。
- ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法等に関する操作規則等の策定を義務付け。
- ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。

＜海岸の適切な維持管理の確保＞

- ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。
- ・統一的な維持・修繕の基準を策定。
- ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。

図1-1-3 海岸法改正の要点

1-3 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするために定めたものである。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

海岸の保全に関する基本理念

— 「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと —

現状

- ① 我が国は、四方を海に囲まれ、約 35,000km の長く入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。
- ② 海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきている。
- ③ 海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。
- ④ このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。
- ⑤ 海岸の汚損や海浜への車の乗り入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。
- ⑥ 価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

<海岸の保全に関する基本理念>

- ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

<海岸の保全に関する基本的な事項（抜粋）>

1 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・自然条件や過去の災害の発生の状況を分析し、後背地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策も併せて講じる。
- ・侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナー向上の啓発活動を推進する。

4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

ア 安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

イ 自然豊かな海岸の整備

- ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

ウ 親しまれる海岸の整備

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。

5 海岸の保全に関するその他の重要事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。
- ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

(3) 調査・研究の推進

- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等について監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

1-4 海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下の通りである（海岸保全基本方針より抜粋）。

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- (ア) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
- (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- (ウ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- (ア) 海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
- (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- (ウ) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法：(イ)の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

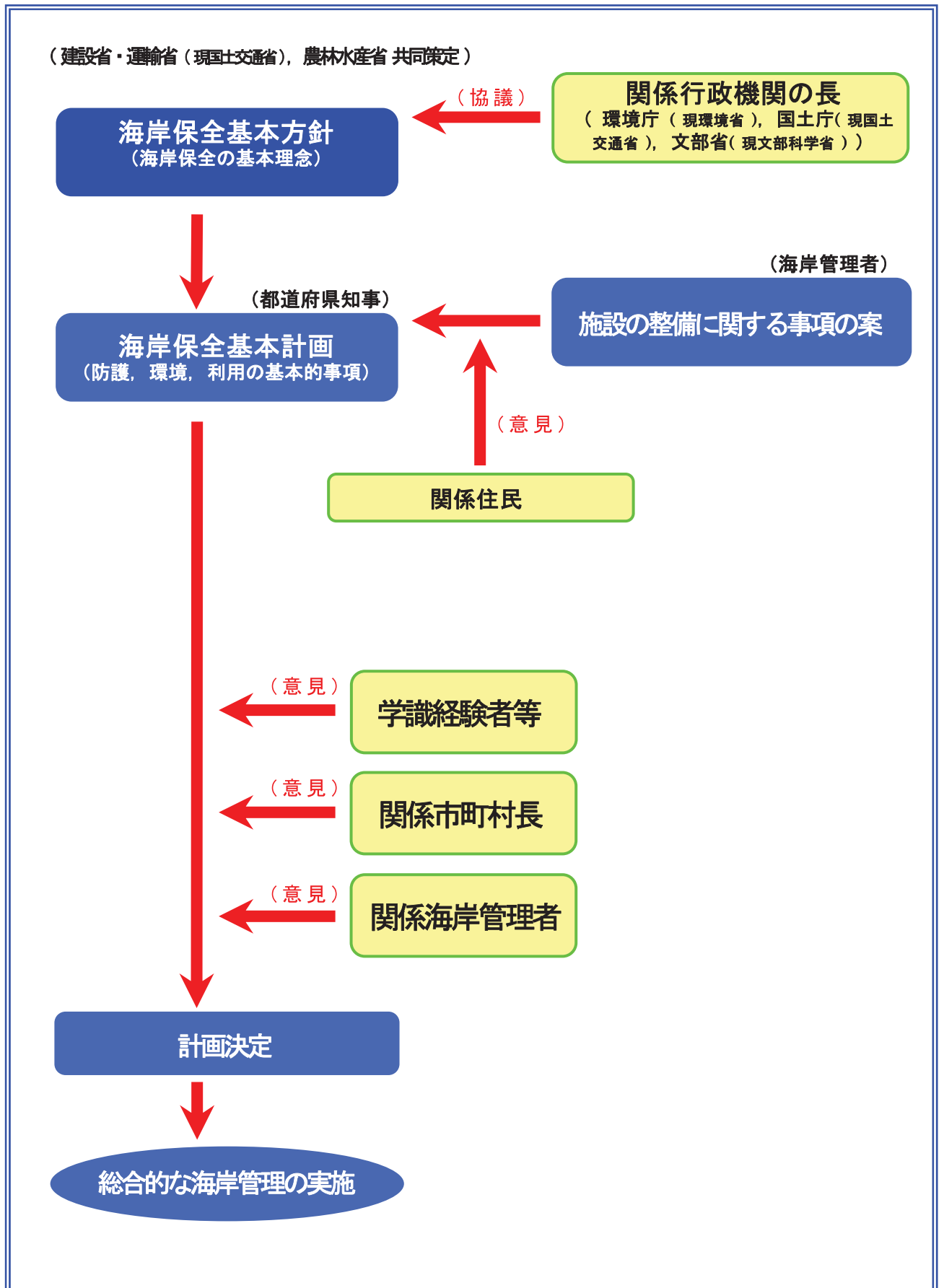


図 1-1-4 海岸保全の計画制度

第2編 — 海岸の保全に関する基本的な事項 —

2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項

2-1-1 相模灘沿岸の概要

(1) 沿岸の範囲

相模灘とは三浦半島の剣崎から東京都の伊豆大島、伊豆半島の石廊崎を結ぶ線の北側の海域を指し、相模湾とは三浦市城ヶ島から真鶴半島を結ぶ線より北側の海域を指す（図2-1-1）。

相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「本計画」という。）においては、三浦市剣崎から静岡県境までの沿岸（海岸法に基づく海岸の区分）を対象として扱う。相模灘沿岸は、起点側から三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、真鶴町、湯河原町の8市5町からなる。

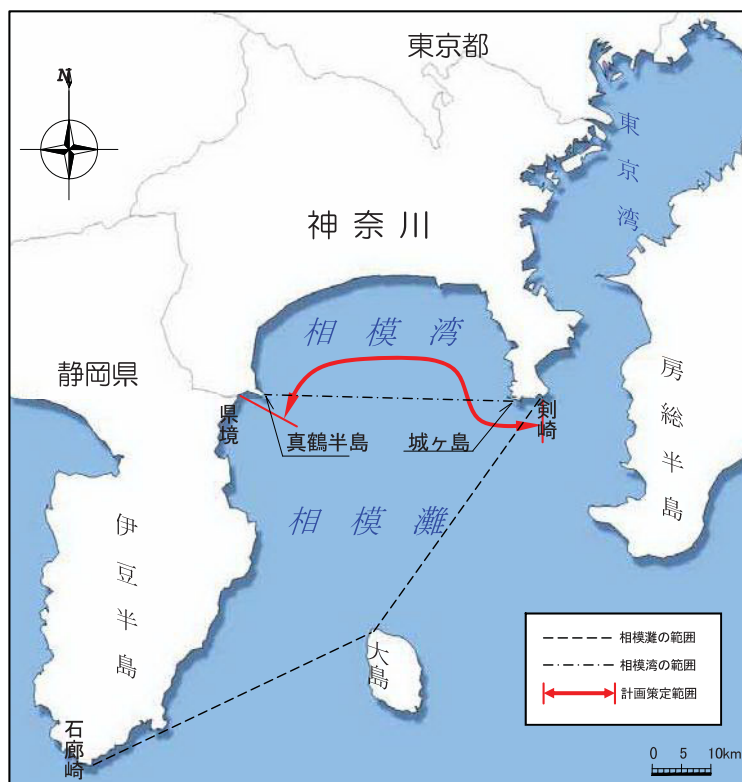


図2-1-1 海岸保全基本計画策定範囲（海上保安庁のホームページを加工）

(2) 海岸の概要

相模灘沿岸の海岸は神奈川県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、砂浜海岸、岩石海岸、磯、平磯地形、海岸段丘等で構成されており、変化に富み、温暖な気候と自然に恵まれた海岸である。

相模灘沿岸の海岸は本県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、東部域が平磯地形を呈する三浦半島、中部域が湘南地域の砂浜や海岸段丘の大磯・二宮海岸、西部域が沖積平野の足柄平野と箱根火山山脚部の岩石海岸で構成されており、変化に富み、自然に恵まれた美しい海岸である。

本沿岸は、温暖な気候と自然に恵まれ、古都鎌倉の名所・旧跡や城ヶ島、江の島、真鶴半島等の景勝地など多いことから、戦前から避暑地、別荘地あるいは観光・レクリエーション地として多くの人々に利用され、現在でも四季を通して親しまれ、全国的にも知られている。



2-1-2 海岸の現況

(1) 自然的特性

① 気象・海象

冬季は西高東低の気圧配置の影響を受けて、空気が乾燥して晴天が続く。夏季は大陸側の気団と小笠原気団の影響を受けて、高温多湿な南西の風が吹く。温暖で雨量の多い海洋性気候である。

平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間の 1 月と 8 月の月間平均気温は、1 月が 4.7～6.2℃、8 月が 27.0～27.3℃となっている。降水量は梅雨期の 6 月に向かって多くなる傾向が見られ、その後夏期に減少するが、9 月、10 月は台風や秋雨前線の影響で多くなり、11、12 月と天気が安定するに従い減少している。平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間に於ける年間降水量は、1,560～2,091 mm である。

平塚における波向、波高、周期等の特徴は次のとおりである。

波向：SSE 方向が約 50% と最も卓越し、次いで S 方向が 45% 程度。

波高：0.6～0.9m で波浪エネルギーが最も卓越し、25% の頻度。

周期：春には 7～8 sec に顕著なピーク。夏および秋は、広い周期にわたって頻度がばらつく。

冬は、周期 5～7 sec 程度の短周期波が卓越。

風向：年間を通して北風が多いが、春・夏では南西の風が顕著である。

風速：平均風速は年間を通して 6～7 m/秒の風が多く、春先の風と台風期の南西からの風が顕著である。

潮位は次のとおりである。

H.W.L. : T.P. +0.64～0.84m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(朔望平均満潮位 Highest Water Level) : T.P. +0.63～0.73m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

H.H.W.L. : T.P. +1.27～1.62m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(最高高潮位 Highest High Water Level) : T.P. +1.30～1.54m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

相模湾全体の潮流は、黒潮の影響等季節による変化はあるが、一般的には上げ潮時には反時計回り、下げ潮時には時計回りに流れており、いずれも最強流速は相模湾東側で 1 ノット (約 0.51m/s) 程度である。



小田原海岸の波浪状況

② 地形・地質

地形的な特徴から東部域、中部域、西部域に大別される。

地形的な特徴から、丘陵の多い東部域（横須賀・三浦地区）、相模川の両岸に広がる低地と台地からなる中部域（湘南地区）、火山地や低地からなる西部域（西湘地区）の3つに大別される。

- ・ 東部域は、丘陵性の三浦半島が海に迫り、屈曲のある岩石海岸で平磯地形を形成している。海岸には小河川が流入し、その河口付近に平地・砂浜を造るため、断続的にポケットビーチが発達している。
- ・ 中部域は、相模川等によって形成された低平な相模平野の典型的な砂浜海岸と、大磯・二宮の海岸段丘の礫浜である。海岸は内陸側にやや窪んだ弧状をなしている。
- ・ 西部域は、酒匂川等によって形成された扇状地性の沖積平野の末端部にあたる砂浜海岸である。また、箱根火山山脚部にあたり、溶岩等からなる岩石海岸である。海岸には、丹沢・富士・箱根・足柄山地から供給された砂礫が堆積している。



地質については、東部域では、三浦半島の中央部に第三紀中頃に堆積した葉山層群(2,300万～1,500万年前)が北西-南東の方向に狭い帯状に分布している。この葉山層群の北側には、第三紀末から第四紀に堆積した三浦層群(1,200万～280万年前)と上総層群(280万～50万年前)が、横浜から多摩丘陵まで分布しており、葉山層群の南側にも三浦層群が分布している。これらの上を関東ローム層が覆っている。

海底地形については、相模湾中央部の一番深いところは、相模トラフと呼ばれ、水深1,600mにおよび、房総半島の南西で向きを東に変えて、その末端は伊豆・小笠原海溝に達し、その長さは約300kmにわたっている。相模湾・相模灘及びその東側の三浦半島と房総半島を取り巻く海底ではユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレートが接していて、世界でも例を見ない陸と海のフィールドとなっている。大磯付近より三浦半島、房総半島西部沖に見られる比較的大陸棚には大磯海脚等の細長い張り出しとさらに沖合に存在する相模海丘、三浦海丘等の海丘群がある。これら、海脚、海丘群の間には、大陸棚外縁を刻み込む顕著な海底谷が多数分布している。

③ 流入河川

一級河川の相模川、酒匂川や田越川等の17の二級河川、血洗川や前田川等の14の準用河川が流入している。

相模灘沿岸には上記の河川が流れ込み、これらの河川は相模川を境に性格を異にしている。

相模川より東側の河川は緩流河川で、都市化の進む地域を流下している都市河川のため、洪水時の流量の増大、浸水被害の発生及び水質の悪化等の諸問題を抱えている。

一方、西側の河川は富士山、箱根、丹沢等を水源とする急流河川が多く、洪水時には土砂石の生産・流出が多く、暴れ川と化す可能性がある。

④ 水質

健康項目については全地点で環境基準を満足している。

相模灘における平成25年度の水質測定結果によると、健康項目については全地点で環境基準を達成しており、生活環境項目については城ヶ島西、真鶴沖、湾央東の測点で溶存酸素量が基準値を若干下回っていた。

また、富栄養化の指標とされる全窒素・全リンについては、江の島西の測点で特に高い値を示している。他の地点においては全窒素が0.16～0.29mg/l程度、全リンが0.015～0.023mg/l程度である。

⑤ 生物相

- ・潜在自然植生は、代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。
- ・陸域動物は環境の変化により、従来の生息域を狭めているが、市街地での個体数の増加が目立っているものもある。
- ・海岸部ではさまざまな海生生物が生息し、また干潟は希少な動植物が多く生息する重要な地域となっている。

a : 陸域植物

本県の潜在自然植生は、海拔 700～800mを境に、高海拔地はブナ等の夏緑広葉樹林、低海拔地はスダジイなどを主とする常緑広葉樹林であり、河川沿いはヤナギ林、海岸風衝地では環境条件に適応したトベラ等の常緑低木林である。現在では、これらの自然植生は代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。たとえばクヌギなどの雑木林は薪や炭をとるために成立してきた二次林であり、スギ林、モウソウチク林なども植林された林である。

環境庁第3回～5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査が本沿岸市町で取り上げた特定植物群落は 38 件であり、三浦半島の海浜植生、油壺の樹林、三戸浜周辺の海岸植物群落、長浜の海岸砂丘植生、天神島の塩生植物群落、鎌倉の海岸断崖植物群落、相模川河口周辺などの湘南地域の海岸の砂丘上草本植物群落等があげられている。

b : 陸域動物

ア) 哺乳類

市街化等による環境の変化は、動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭めているが、一方では、タヌキなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

三浦半島先端の宮川湾はイタチの生息地となっている。小網代湾周辺は三浦半島唯一のキツネの生息地であり、ほかにタヌキ、イタチなども生息している。

イ) 鳥類

従来の生息域を狭めているが、ドバトなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

本沿岸で認められる主な鳥類には渡来するシギ、チドリ、カモメ類のほか、クロサギ、アオサギ、ウミウなどがある。

ウ) 両生類・爬虫類

海岸域における希少種として、江奈湾周辺には、近年個体数が激減しているアカハライモリが生息している。また、相模湾沿岸では、ほぼ毎年アカウミガメの産卵が確認されており、最近では、平成 25 年 6 月に産卵が確認されている。

エ) 昆虫類

本県に生息する昆虫類は、トンボ類 73 種、バッタ類が 115 種、セミ類が 13 種、カメムシ類が 382 種、甲虫類が 4,161 種、チョウ及びガ類が 2,000 種強記録されている。ただし、大きなグループであるハチ類やアブ、ハエ及びカ類等はまとまった報告がなく、潜在的には何千種類もいるものと考えられている。



c : 海域生物

ア) 藻 場

本沿岸の海域では、三浦半島周辺のアラメ場のほかに、面積は小さいがアマモ場が分布し、湘南地域から西湘地域にかけてはカジメ・アラメ場が点在している。また、真鶴半島周辺では、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落が分布する。

イ) 干潟・生物

本県における現存干潟は、東京湾海域2か所 35ha、本沿岸海域6か所 24ha の計8か所 59ha である。毘沙門湾、江奈湾西側の河口干潟、江奈湾東側の前浜干潟がある。江奈湾西側は泥質、江奈湾東側及び毘沙門湾は砂質である。相模川の河口干潟は、水質の改善に伴って泥質から砂質に変化している。これらの干潟は希少なアカテガニ、アマモ群落などの動植物が生息する重要な場所となっている。



三浦市 江奈湾の干潟

ウ) 触手動物群

真鶴岬の番場浦付近から福浦にかけてはソフトサンゴ類の比較的大きな群体(直径 20～30cm)が 100mに1群体程度分布している。また、番場浦ではコブハマサンゴの比較的大きな群体が見られ、これはわが国の北限近く分布する石サンゴ類といえる。

d : 天然記念物

本沿岸における天然記念物は、国指定5件、県指定23件、市町指定100件である。



葉山町指定天然記念物



大磯海岸の天然記念物

e : 保安林・鳥獣保護区等

本沿岸は、飛砂防備、潮害防備、防風、魚つき、風致などの目的を達成するための保安林が指定されている。

本沿岸における鳥獣保護区等の指定は、鳥獣保護区特別保護地区が「城ヶ島の一部及び周辺海域の一部」と「真鶴半島赤壁周辺」の2か所、鳥獣保護区 31 か所、特定猟具使用禁止区域（従来の銃猟禁止区域）25 か所である。

⑥ 海岸景観

リアス式海岸地形や砂浜海岸、岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

本沿岸は、史跡や文化財等が多く、なかでも約 150 km に及ぶ海岸線は、三浦半島のリアス式海岸や平磯地形、湘南地域から西に広がる砂浜海岸、箱根火山山脚部の岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

主な海岸景観は、城ヶ島の赤羽根崎の岩門・海食崖・波食台、逗子・葉山・佐島沿いの多島海、江の島の海成段丘・陸けい砂州・岩屋の海食洞、湘南地域の砂浜海岸、真鶴半島等である。



横須賀海岸（立石横須賀風物百選）